

『国際捕鯨取締条約』附表の 修正からみたグリーンランド捕鯨

——特にザトウクジラ捕鯨を中心に——¹⁾

浜 口 尚

はじめに

現在の世界における捕鯨は、1946年に締結された『国際捕鯨取締条約』(International Convention for the Regulation of Whaling) および同時に制定され、その後修正が加えられてきた同条約「附表」(Schedule)により規制されている。

近年、国際捕鯨委員会(International Whaling Commission)の年次会議²⁾における先住民生存捕鯨をめぐる議論では、二つのザトウクジラ捕鯨(デンマーク領グリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨とセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国バクウェイ島におけるザトウクジラ捕鯨³⁾)が議論の中核部分となっている。

本稿においては、国際捕鯨委員会の議論の過程で過去に3度捕殺が禁止された経緯のあるデンマーク領グリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨を取り上げ、その背景を60年以上におよぶ『国際捕鯨取締条約』附表の修正をめぐる議論を綿密に考察することにより探求する。本稿を通して、デンマーク領グリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨をめぐる捕鯨国と反捕鯨国の複雑な国際関係の一端と西洋的価値観を持つ人たちのザトウクジラへの一方的な思い入れの不思議さを理解していただければ、筆者としては幸甚である。

1. 附表修正からみたグリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨(1)

—国際捕鯨委員会第6回年次会議(1954年)から第37回年次会議(1985年)まで—⁴⁾

1.1 国際捕鯨委員会第6回年次会議(1954年)における附表の修正—最初のザトウクジラの捕殺禁止—

第6回年次会議(1954年)において、ザトウクジラの捕殺を規定している附表第6項が3項目に再編修正され、従来は南半球だけであったザトウクジラの捕殺規制が北半球(北大西洋)にも拡大された。この結果、南極海の一部海域においては4日間だけザトウクジラ捕鯨が可能であるにもかかわらず、北大西洋ではザトウクジラ捕鯨が全面的に禁止されてしまったのである。

再編された附表第6項は次のとおりである。

附表 第6項

(1) 北大西洋においてザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みることは5年間禁止する。

[下線部が修正付加部分、以下同様]

(2) 西経0度から西経70度までの南緯40度より南の海域において、ザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みることは5年間禁止する。

(3) 2月1日、2日、3日、4日を除いて、南緯40度より南の海域において、ザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みる目的のために捕鯨母船に帰属している捕鯨船を使用することは禁止する (IWC 1955: 16)。 [この附表第6項(3)が修正前の附表第6項である。]

この附表修正により、『国際捕鯨取締条約』が締約された1946年から1953年までの8年間にグリーンランドにおいては22頭のザトウクジラが捕殺されていたにもかかわらず (Kapel 1979: 202 Table 2B)、ザトウクジラ捕鯨が5年間禁止されることになったのである。これ以降、グリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨は国際捕鯨委員会年次会議において繰り返し取り上げられ、紛糾する議題の一つとなっていく。

この附表第6項(1)は第10回年次会議 (1958年) において修正され、期限が延長された。

附表 第6項

(1) 北大西洋においてザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みることは 1964年11月8日まで禁止する (IWC 1959: 18)。

1.2 国際捕鯨委員会第13回年次会議 (1961年) における附表の修正—ザトウクジラ捕鯨の再承認—

1954年以降、グリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨は禁止されたままであったが、1961年の第13回年次会議において、デンマーク政府はグリーンランド海域におけるザトウクジラ捕鯨に関して附表修正提案を行い、賛成11か国、反対0、棄権1か国で承認された (IWC 1962: 21-22)。

修正された附表第6項(1)は次のとおりである。

附表 第6項

(1) 北大西洋においてザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みることは1964年11月8日まで禁止する。この禁漁期にあるにもかかわらず、グリーンランド海域における年間10頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量50トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する (IWC 1962: 21)。

この附表修正の結果、グリーンランド海域におけるザトウクジラ捕鯨は再度可能となった。近

代的な捕鯨道具である捕鯨船の使用を容認しているということは、本捕鯨が字義的な意味での先住民捕鯨として取り扱われていないことに注意しておきたい。本附表修正時点では、グリーンランドの捕鯨においては、捕鯨実施者の先住民性については厳密に問われることはなく、グリーンランド島民による特例的な小規模地域捕鯨として容認されていたと考えられるのである。

1.3 国際捕鯨委員会第25回年次会議（1973年）における附表の再編集、第27回年次会議（1975年）における附表の修正

既存附表を修正の上、新たな番号をつけるなど再編集した附表案が「文書 IWC/25/10」として第25回年次会議（1973年）に提案され、承認された（IWC 1975a: 32-33）。この結果、ザトウクジラの捕殺禁止規定のグリーンランド海域への適用除外を記した（旧）附表第6項(1)は（新）附表第6項として再編集された。

附表 第6項

ザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みることは禁止する。この禁止にもかかわらず、グリーンランド海域における体長35フィート（10.7m）を下回らない年間10頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量50トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する（IWC 1975b）。

本附表第6項により、グリーンランド海域を除く全ての海域がザトウクジラの禁漁海域となった。また、グリーンランド海域におけるザトウクジラ捕鯨に関しても、従来からの捕殺頭数制限、捕鯨船の重量制限に加えて、新たに体長制限も課せられた。規制は確実に厳しくなっている。過去、グリーンランド海域においてもザトウクジラ捕鯨が全面的に禁止されていた期間（1954年～1961年）もあった。ザトウクジラ捕鯨は常に捕鯨論争の一つの種になっているのである。

第27回年次会議（1975年）において、（旧）附表第6項、第7項が（新）附表第7項として一本化された。（新）附表第7項となってもグリーンランド海域におけるザトウクジラ捕鯨に関しては（旧）附表第6項から実質的に何も変わっていない。

附表 第7項 [旧附表第6項、第7項を一本化したもの]

附表第6項の規定にもかかわらず、グリーンランド海域における体長35フィート（10.7m）を下回らない年間10頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量50トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する。先住民もしくは先住民のために締約国政府がコクジラあるいはセミクジラを捕殺することは、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する（IWC 1977: 14）。

1.4 国際捕鯨委員会第 29 回年次会議（1977 年）における科学委員会の議論

第 29 回年次会議（1977 年）において、国際捕鯨委員会の下部組織である科学委員会は北大西洋西部におけるザトウクジラの生息数をおおよそ 1000 頭から 1500 頭と推定、この資源サイズの小ささに鑑みて、同委員会は国際捕鯨委員会に対して次の年次会議において、グリーンランド海域での年間 10 頭のザトウクジラの捕殺を認めている現在の適用除外（附表第 7 項）の妥当性について再検討するように要請した（IWC 1978: 70）。グリーンランド海域におけるザトウクジラ捕鯨の再度の禁止に向けて、外堀が埋められ始めたのである。

1.5 国際捕鯨委員会第 30 回年次会議（1978 年）における附表の修正

第 30 回年次会議（1978 年）において、科学委員会はグリーンランド海域において年間 10 頭までのザトウクジラの捕殺を認めている現在の適用除外を取り消すべきであると勧告、その代わりにナガスクジラが捕殺されるべきであるとした（IWC 1979: 26）。

一方、国際捕鯨委員会総会はデンマーク政府により説明された生存上の必要性について議論した後、西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺枠を 4 頭から 15 頭に増加させることに同意、但し、グリーンランド海域におけるナガスクジラとザトウクジラの捕殺はあわせて 15 頭を超えてはならないとする注意書きが付けられた（IWC 1979: 26）。

本年次会議におけるグリーンランド捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1979 年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 暫定維持管理資源 捕殺枠 15 頭

注）グリーンランド海域におけるナガスクジラとザトウクジラの捕殺はあわせて 15 頭を超えてはならない（IWC 1979: 35 Table 1）。

科学的にみた場合、ナガスクジラとザトウクジラの合同捕殺枠などはありません。種ごとに資源評価を行った上で、それぞれに適切な捕殺枠を算出するのが科学である。ザトウクジラの資源状態を危惧し、捕殺枠を出したくない科学委員会とグリーンランド島民のために捕殺枠を要求するデンマーク政府との間で、政治的な妥協を行ったのが国際捕鯨委員会総会の合同捕殺枠の設定であった。このような中途半端な妥協は長続きしない。

1.6 国際捕鯨委員会第 31 回年次会議（1979 年）における附表の修正

第 31 回年次会議（1979 年）の先住民捕鯨および保護鯨種小委員会において、1978 年にグリーンランドではザトウクジラが 20 頭捕殺された（1955 年以降、年間平均捕殺数 4 頭、1977 年捕殺数 10 頭）ということに言及がなされた（IWC 1980c: 105）。このような事実を踏まえて、科学委

員会は昨年に引き続きグリーンランドにザトウクジラ 10 頭の捕殺を認めている適用除外を附表から取り消すべきであると勧告した (IWC 1980b: 56)。技術委員会も多数決により、グリーンランドにザトウクジラ 10 頭の捕殺を認めている適用除外を附表から取り消すべきであるとする科学委員会の勧告を支持した (IWC 1980a: 30)。

これに対して、国際捕鯨委員会総会において、アメリカがグリーンランド沖における 20 頭のザトウクジラの捕殺に関して懸念を表明する一方、デンマークはその捕殺は報告の失敗によるもので、すでに改善されつつあると述べ、さらにザトウクジラ捕鯨の地域共同体への重要性、およびその消費はもっぱらグリーンランド人によってのみなされていることを強調した (IWC 1980a: 30)。同総会はグリーンランドにザトウクジラ 10 頭の捕殺を認めている適用除外を附表から取り消すべきであるとする提案を賛成 6 か国、反対 7 か国、棄権 9 か国で否決した (IWC 1980a: 30)。結局、今年次会議においても、グリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨については継続が認められたのである。

しかしながら、さすがに昨年のナガスクジラ=ザトウクジラ合同捕殺枠は 1 年で取り消された。合同捕殺枠という中途半端な規定が現場に混乱をもたらし、20 頭というザトウクジラの大規模な超過捕殺を引き起こしてしまったと考えられるからである。

1.7 国際捕鯨委員会第 32 回年次会議 (1980 年) における附表の修正

第 32 回年次会議 (1980 年) における科学委員会の議論は次のとおりである。1979 年、グリーンランドにおいては 14 頭のザトウクジラが陸揚げされ、一方、北大西洋西部においては 18 頭のザトウクジラが漁網に絡まり絶命、従って西グリーンランド資源から少なくとも 32 頭のザトウクジラが除去されたことになる (IWC 1981b: 66)。この数値は考えられる最小生息数の 2.5% を占め、純再加入率に近接しているかもしれず、これらの理由から、より信頼できる生息数および再加入率の推計が入手可能になるまで、科学委員会はグリーンランドにザトウクジラ 10 頭の捕殺枠を認めている適用除外を取り消すべきであると引き続き勧告した (IWC 1981b: 66)。

これに対して、デンマーク政府は次のように反論した。グリーンランド沖においては、ザトウクジラが少なくとも 200 年間捕殺されてきたことは文献資料から明らかであり、実際はもっと長く、その捕殺はグリーンランド人による複雑な海洋哺乳類利用様式の一部を形成している (IWC 1981a: 18)。またザトウクジラ捕鯨はいくらかの地域では唯一の生計手段であり、さらに地方政府は過去 2 年間のような捕殺枠の超過を防ぐために管理状況を改善する方策をとっている (IWC 1981a: 18)。

このような議論を受けて、技術委員会は多数決により適用除外の取り消し勧告に同意したが、国際捕鯨委員会総会はその提案を賛成 8 か国、反対 3 か国、棄権 13 か国で否決した (IWC 1981a: 18)。これで、グリーンランドにザトウクジラ 10 頭の捕殺枠を認めている適用除外を取り消すべきであるとした科学委員会の勧告は 3 年連続否決されたことになる。

今年次会議におけるグリーンランド捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第 13 項 (a)⁵⁾

附表第 10 項⁶⁾の規定にもかかわらず、

(i) グリーンランド海域における体長 35 フィート (10.7 m) を下回らない年間 10 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する (IWC 1981a: 36)。

本附表修正により、(旧) 附表第 12 項が (新) 附表第 13 項として整理された。グリーンランド捕鯨に関わる箇所は形式が変わっただけで文言は変わっていない。従って、この時点でも、グリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨の実施者は先住民に限定されていなかったのである。

1.8 国際捕鯨委員会第 34 回年次会議 (1982 年) における附表の修正

第 34 回年次会議 (1982 年) においても科学委員会は、西グリーンランド資源ザトウクジラについて、前年同様、初期資源量、現在の資源量推計、現在の再加入率および系群の同一性に関して不確実性がいまだに存在していると言及、さらに夏季にグリーンランド近海を訪れているザトウクジラが実質的に別個の「索餌群」(feeding stock) を形成しているのであるならば、グリーンランドの先住民捕鯨は、当該鯨が全体の繁殖群からやってきている場合よりも明らかにより大きな影響力を持つであろうとし、これらの不確実性を考慮に入れて、最も安全な方法はグリーンランドにザトウクジラ 10 頭の捕殺枠を認めている適用除外を取り消すことであると勧告した (IWC 1983b: 59)。これを受けて、技術委員会はその勧告を国際捕鯨委員会総会に提出、同総会は勧告の提出があったことを記録に留めた (IWC 1983a: 30)。

なお、今回の科学委員会において、索餌群という考え方が出てきたことに注目しておきたい。全体的な繁殖群 (系群) ではなく索餌群単位で資源管理を行えば、当然捕殺枠は (算出できるとしても) 小さくなるからである。

本年次会議において、商業捕鯨の一時停止を求める附表修正案—沿岸捕鯨については 1986 年漁期から、母船式捕鯨については 1985/86 年漁期から、商業目的の捕殺枠をゼロとする附表修正案—が可決された。商業捕鯨が停止されたならば、(商業) 捕鯨の管理を目的として締約された『国際捕鯨取締条約』が果たす役割および同条約の施行管理機関である国際捕鯨委員会の主要な仕事はなくなってしまう。後は先住民生存捕鯨の管理しか残されていない。当然、国際捕鯨委員会による先住民生存捕鯨に対する管理は強化されていく。

さて、その商業捕鯨の一時停止は捕鯨全般に多大なる影響を与えた。先住民生存捕鯨を規定している附表第 13 項についても、商業捕鯨の一時停止にかかる附表修正にあわせて大幅に修正がなされた。

附表 第 13 項 (b)

先住民生存捕鯨用の捕殺枠は次のとおりとする。

- (1) グリーンランド海域における体長 35 フィート (10.7 m) を下回らない年間 10 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する。
- (2) [ベーリング海資源ホッキョククジラの捕殺に関する規定、省略]
- (3) [北太平洋東資源コククジラの捕殺に関する規定、省略]
- (4) 先住民による西グリーンランド資源ミンククジラおよびナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物をもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って捕殺される鯨の数は表 1 [省略] に示されている捕殺枠を超えてはならない (IWC 1983a: 40)。

今回の附表修正において、グリーンランド捕鯨に関する規定は大きく変わった（附表第 13 項 (b) (1), (4)）。従来、グリーンランドにおける捕鯨に関しては、附表上、捕鯨実施者については明確に規定されておらず、グリーンランド島民であるならば、先住民、非先住民を問わずに捕鯨に従事できた。ところが、今回の附表修正において、附表第 13 項 (b) の冒頭に「先住民生存捕鯨用の捕殺枠は次のとおりとする」と明確な規定がなされた。その結果、1986 年漁期以降、グリーンランドにおいても先住民しか捕鯨に従事できなくなったのである。

また、これまでは特定資源のナガスクジラとミンククジラについては附表上、商業目的の捕鯨が認められてきたため、グリーンランドにおいてはこれら 2 種の捕殺に関して先住民捕鯨か、あるいは商業目的の捕鯨かは議論されなかった。しかしながら、今回の附表修正の結果、1986 年漁期以降、グリーンランドにおいてもナガスクジラとミンククジラの捕殺に関して先住民生存目的の捕鯨のみが許可されるものとして規定されたのである。

1.9 国際捕鯨委員会第 35 回年次会議（1983 年）における附表の修正

第 35 回年次会議（1983 年）において、科学委員会のほとんどのメンバーは北大西洋のザトウクジラに関して二つの資源、西資源と東資源が存在すると考えるのが適切であろうということで合意し、また前年の年次会議で「索餌群」（feeding stock）と称した個別の集団が西グリーンランドを含めて四索餌海域で生じているようであり、そのような集団を新たに「索餌集団」（feeding aggregation）と呼ぶことでも合意した（IWC 1984b: 53）。

一つの資源を二分割し、さらにそれらの中に四索餌集団の存在を想定する。その結果、グリーンランドの先住民が捕殺対象としているザトウクジラの母集団は小さくなる。母集団が小さくなればなるほど、捕殺枠は（算出できるとしても）小さくなる。捕殺枠を算出たくない反捕鯨科学者の一つの戦術である。しかも、捕殺枠を算出する際には科学的不確実性を解消する必要がある。科学的厳密性を追求すれば追求するほど、捕殺枠は算出されにくくなる仕組みになっているのである。

その仕組みどおり、先住民生存捕鯨小委員会は北大西洋西資源ザトウクジラの現在の最良推計

生息数は 5000 頭を越えているので、同資源を保護資源とすべきとして勧告することは正当化できないとする一方、初期資源量および現在の資源量の評価において不確実性が存在するので、同小委員会は同資源ザトウクジラについては未分類とし、加えて最大持続生産量水準、個体群の年齢分布、35 フィート（10.7 m）以上の個体群の割合などの情報が欠如していることに鑑み、同小委員会は捕殺枠ゼロを勧告している（IWC 1984c: 136）。

誰がみても論駁できない事実は認める一方、どこかに存在するであろう科学的不確実性を探し出し、そのことにより捕殺枠算出の食い止めを図る。反捕鯨に与する科学者にとって科学的不確実性は実に使い勝手のよい武器なのである。

デンマークは先住民生存捕鯨小委員会において、ザトウクジラの捕殺枠 10 頭を維持することがグリーンランド人の必要性を満たすために適切であると信じていると述べたが（IWC 1984a: 21）、同小委員会、科学委員会、技術委員会の議論の流れを受けて、同国は国際捕鯨委員会総会において現在の捕殺枠の 10% 削減、すなわち 10 頭を 9 頭とする附表修正案を提出、同案はイギリス、アメリカにより支持され、総意により採択された（IWC 1984a: 23）。1 頭減らせば、反捕鯨国も満足する。9 頭に科学的根拠があるか否かは別にして、捕殺枠が小さければ小さいほど捕殺されるザトウクジラが少なくなるからである。科学とは別のわかりやすい政治の世界である。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第 13 項 (b)

先住民生存捕鯨用の捕殺枠は次のとおりとする。

(1) グリーンランド海域における体長 35 フィート（10.7 m）を下回らない年間 9 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する（IWC 1984a: 33）。

1.10 国際捕鯨委員会第 36 回年次会議（1984 年）における附表の修正

第 36 回年次会議（1984 年）において、科学委員会は北大西洋西資源ザトウクジラに関して、初期資源量についての新情報がなく、また初期資源量および現在の資源量にかかる不確実性に鑑みて、本資源は未分類であるとする前年の勧告を繰り返している（IWC 1985b: 50）。あわせて、同委員会は推計生息数 200～300 頭の西グリーンランド索餌集団からのどのような先住民の捕殺も全体としての北大西洋西資源からの捕殺よりは地域的に大きな影響を与えるであろうとし、このような状況下で引き続き不確実性を考えたならば、本資源からの捕殺は許可されるべきではなく、捕殺枠はゼロと勧告している（IWC 1985b: 50）。例年の如く、科学者間における不確実性はザトウクジラに有利に働くのである。

これに対して、デンマークは先住民生存捕鯨小委員会において、現在のミンククジラの捕殺水準とザトウクジラ 10 頭およびナガスクジラ 6 頭の捕殺枠はグリーンランド人の栄養的、生存的必要性を満たすことにおいて十分であるとする前年の見解を立証する文書を提出している（IWC

1985a: 18)。しかしながら、同国は先住民生存捕鯨小委員会および科学委員会における議論に鑑み、西グリーンランド索餌集団からのザトウクジラの捕殺には注意が必要であることを認識した上で、ザトウクジラの捕殺枠を9頭から8頭に削減し、かわりにナガスクジラの捕殺枠を6頭から8頭に増加する修正案を提出（オランダとアメリカが支持）、本附表修正案は技術委員会において総意により採択され、国際捕鯨委員会総会においても同修正案が承認された（IWC 1985a: 19）。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第13項 (b)

先住民生存捕鯨用の捕殺枠は次のとおりとする。

(1) グリーンランド海域における体長35フィート（10.7 m）を下回らない年間8頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量50トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する。1985年あるいは1986年において捕殺枠が超過され、いずれかの年にザトウクジラが8頭を超えて捕殺されたならば、超過分は翌年の捕殺枠から差し引くものとする（IWC 1985a: 28）。

表1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1985年漁期

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 8頭

注）1985年と1986年の2年間におけるナガスクジラの総捕殺数は16頭を超えてはならない。

注）附表第13項(b)(4)に基づく先住民による捕殺に適用される（IWC 1985a: 29 Table 1）。

ザトウクジラの捕殺枠の削減をナガスクジラの捕殺枠の増大により埋め合わせを図るというような附表修正は科学ではない。第30回年次会議においてもザトウクジラとナガスクジラの合同捕殺枠が設けられたことがあった（もっともこの合同捕殺枠は1年で廃止された。1.5., 1.6. 参照）。反捕鯨の感情を持つ者にとって、ザトウクジラは他の鯨以上に彼らの心に訴えるものがあるようである。この後も、ザトウクジラをめぐる国際捕鯨委員会における議論は、時を変え、海域を変えて繰り返されるのである。

1.11. 国際捕鯨委員会第37回年次会議（1985年）における附表の修正—2度目のザトウクジラの捕殺禁止—

第37回年次会議（1985年）において、デンマークは先住民生存捕鯨小委員会に対して西グリーンランド資源ザトウクジラの捕殺枠8頭の変更を求めないと報告したが、科学委員会は本資源の初期資源量についての新情報はないので同資源は未分類であり、推計生息数200～300頭の西

グリーンランド索餌集団からの捕殺は許可されるべきではないと勧告した (IWC 1986b: 18)。これを受けて、技術委員会において、アンティグア・バーブーダ⁷⁾は科学委員会勧告どおりの捕殺枠ゼロを提案 (セントルシア支持)、同案は多数決で採択された (IWC 1986b: 18)。

西グリーンランド資源ナガスクジラについては、デンマークは先住民生存捕鯨小委員会に対して捕鯨慣行および先住民の生存上の必要性に変化はないと報告、これに対して科学委員会は本資源を評価、分類する根拠がないとし、一方、技術委員会は現在の複数年捕殺枠を継続すべきであると提案、本案は同意された (IWC 1986b: 18)。

西グリーンランド資源ミンククジラについては、デンマークは先住民生存捕鯨小委員会に対して先住民の生存上の必要性を満たすためには年間 240 頭が必要であると報告、これに対して科学委員会は捕殺枠を現在の推計最小生息数補充出生数である年間 50 頭に設定すべきであると勧告した (IWC 1986b: 18)。このような状況の中、技術委員会においてデンマークは文書提出した 240 頭の必要性を再確認し、科学委員会により提案された水準への削減は厳しすぎてとても対応できないと述べ、捕殺枠 240 頭を提案、アメリカとアイスランドが本提案を支持した (IWC 1986b: 19)。投票の結果、同提案は反対多数で否決され、オーストラリアが提案、セイシェルとセントルシアが支持した捕殺枠 50 頭が賛成多数により技術委員会の勧告として採択された (IWC 1986b: 19)。

上記のように、グリーンランドの先住民生存捕鯨に関して、技術委員会の段階ではザトウクジラについては捕殺枠の取り消し、ミンククジラについては捕殺枠の大幅削減、ナガスクジラについては捕殺枠の現状維持という非常に厳しい結果となった。

結局、国際捕鯨委員会総会においては、急激かつ強硬な削減は先住民に多くの問題をもたらすことも考慮され、ザトウクジラの捕殺枠取り消しはそのままとするが、ミンククジラの捕殺枠削減幅を幾分緩やかにし (250 頭削減を 170 頭削減に緩和)、ナガスクジラの捕殺枠を微増さす (2 頭増) 妥協案が総意により同意された (IWC 1986b: 19)。具体的な頭数を示せば、ザトウクジラの捕殺枠が 8 頭からゼロへの 8 頭減、ミンククジラの捕殺枠が 300 頭から 130 頭への 170 頭減、ナガスクジラの捕殺枠が 8 頭から 10 頭への 2 頭増である。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第 13 項 (b)

先住民生存捕鯨用の捕殺枠は次のとおりとする。

~~(1) グリーンランド海域における体長 35 フィート (10.7 m) を下回らない年間 8 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する。1985 年あるいは 1986 年において捕殺枠が超過され、いずれかの年にザトウクジラが 8 頭を超えて捕殺されたならば、超過分は翌年の捕殺枠から差し引くものとする。[二重取消線、削除部分]~~

(3) 先住民による西グリーンランド資源ミンククジラおよびナガスクジラの捕殺は、その鯨

肉および鯨産物をもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。本規定に従って捕殺される鯨の数は表1に示されている捕殺枠を超えてはならない (IWC 1986b: 26)。

表1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1986年 漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ミンククジラ 保護資源 捕殺枠 130頭

注) 1986年と1987年の2年間においてミンククジラの総捕殺数は220頭を超えてはならない。

注) 附表第13項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 10頭

注) 附表第13項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される (IWC 1986b: 28 Table 1)。

科学委員会は1978年より8年連続してザトウクジラの捕殺枠取り消しを勧告し、1985年に捕殺枠取り消しを達成したのである。グリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨の最初の禁止は1954年から1960年までの7年間であった。この2度目の禁止は第62回年次会議(2010年)において銛打ち数9頭が認められるまで(2.5. 参照)、実に24年間、ほぼ四半世紀続くのである。鯨類愛好者たちにとってザトウクジラは特別な存在のようである。

2. 附表修正からみたグリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨 (2)

—国際捕鯨委員会第58回年次会議(2006年)から第65回年次会議(2014年)まで—

2.1. 国際捕鯨委員会第58回年次会議(2006年)における議論

第58回年次会議(2006年)の総会において、デンマークは西グリーンランドにおける現在の捕殺枠は大型鯨類の肉670トンという国際捕鯨委員会により承認されている実証された必要量を充足しておらず、僅かに450トンを提供しているのみであると指摘し、ホッキョククジラとザトウクジラのような他の大型鯨類から不足分220トンの鯨肉の入手可能性についての助言を求めた(IWC 2007: 20)。同国は、これら2種は過去グリーンランドにおいて捕殺されていたことがあり、また西グリーンランド資源は増加しており、それらは少量かつ十分に規制された捕殺を維持しようと言及した(IWC 2007: 20)。

国際捕鯨委員会においては、全ての要求は議事録に記録することから始まる。昨年、デンマークはナガスクジラの捕殺枠を自主的に9頭削減した。その削減を踏まえた上で、今年次会議において、新たにホッキョククジラとザトウクジラの捕殺枠を要求するという手法を取った。鯨種ごとにおいしさは異なると思うが、グリーンランドにおいては肉量の充足を重視してきた経緯があ

り、肉量充足の観点からすれば、泳ぎが速くて捕殺しにくいナガスクジラの捕殺枠よりも泳ぎが遅くて捕殺しやすいホッキョククジラとザトウクジラの捕殺枠のほうが先住民にとって有益である。本年次会議以降、この新たな2種の捕殺枠をめぐるデンマーク（グリーンランド）と反捕鯨国との攻防が始まるのである。

2.2. 国際捕鯨委員会第59回年次会議（2007年）における附表の修正

前年の年次会議において、デンマークは西グリーンランドにおける現在の捕殺枠は大型鯨類の肉670トンという国際捕鯨委員会により承認されている実証された必要量を充足しておらず、僅かに450トンを提供しているのみであると言及、ホッキョククジラとザトウクジラのような他の大型鯨類から不足分220トンの鯨肉の入手可能性についての助言を求めた（IWC 2008a: 16-17）。

ザトウクジラについての科学委員会の回答は次のとおりである。科学委員会としては本件ザトウクジラの適切な管理単位はより大きな西インド諸島繁殖群の一部を構成している西グリーンランド索餌集団であることに同意しているが、同委員会に提出された推計生息数と評価方法には懸念があるので、本年は管理上の助言を提供することができなかった（IWC 2008a: 17）。

一方、ホッキョククジラについての科学委員会の回答は次のとおりである。科学委員会は東カナダ=西グリーンランド資源を単一の資源とする作業仮説を承認、その推計生息数は調査領域だけで1230頭となるが、この数値は想定上の東カナダ=西グリーンランド資源の全体的な個体数を反映しておらず、冬期に西グリーンランドに滞在している個体数を表しているにすぎないとした（IWC 2008a: 17）。

科学委員会は過去において、推計生息数の95%信頼区域の下限値の1%に基づいて助言を提供したことがあるので、同委員会は西グリーンランドに冬期滞在しているホッキョククジラの推計生息数は特別な暫定的な管理上の助言を形成できると考え、この場合、捕殺枠は5頭になるとした（IWC 2008a: 17）。

以上のような科学委員会における議論を考慮に入れた上で、デンマークは西グリーンランドに関わる次期5年間の複数年捕殺枠として次のような要求を先住民生存捕鯨小委員会に提出した。

- (1) ミンククジラの鉆打ち数、年間200頭（科学委員会許容範囲170～230頭）。未使用分鉆打ち数15頭の次年度以降への繰越可能。科学委員会により提示されたデータの毎年の再検討。
- (2) ナガスクジラの鉆打ち数、年間19頭（科学委員会許容範囲14～26頭）。
- (3) ザトウクジラの鉆打ち数、年間10頭。但し、混獲分も含む。2008年の科学委員会の再検討が済むまで実施を延期。
- (4) ホッキョククジラの鉆打ち数、年間2頭（科学委員会許容5頭まで）。但し、混獲分を含む（IWC 2008a: 19）。

一方、東グリーンランド分として、ミンククジラの鉆打ち数、年間12頭、未使用分鉆打ち数3頭の次年度以降への繰越可能とした（IWC 2008a: 19）。

先住民生存捕鯨小委員会の後、デンマークは総会において、北大西洋海産哺乳動物委員会

(NAMMCO) は最近、ザトウクジラの年間 10 頭の捕殺はその資源に危険をおよぼさないであろうと結論づけたことに言及し、またグリーンランド生まれの人は、鯨肉の必要量 670 トンが国際捕鯨委員会により受け入れられた 1990 年以降約 10% 増加しており、そのことは西グリーンランドにおける現在の鯨肉必要量が年間約 740 トンであることを示唆しているとした (IWC 2008a: 20)。

これに対して、イタリアは、デンマークの論拠は人口が増加したので必要性も増加したということにある点に懸念を抱き、イタリアにとって最も重要なのは資源の持続性であって、想定される必要性ではないとした (IWC 2008a: 20)。さらに、同国は鯨類はカリスマ的な大型動物であり、個体としての価値を減じることにはできないと信じており、鯨類を進化した存在というよりも単なる肉の重さとして取り扱うことには不安を感じると述べた (IWC 2008a: 21)。

鯨を肉量により表現することについてのイタリアの懸念に対して、デンマークは次のように説明した。もし 1 種の鯨のみが捕殺されるのであるならば、必要性は鯨の頭数で表すことが可能であるが、グリーンランドのように 1 種以上の鯨が捕殺されるのであるならば、異なる鯨は大きさも異なっているので、必要性は重量で表すことになる (IWC 2008a: 21)。

人口が増加したので、その分だけ捕殺枠も増大させる必要があるとする手法は、古くはアメリカが第 46 回年次会議 (1994 年) において、同国アラスカ州の先住民向けのホッキョククジラの捕殺枠増大要求に用いた手法であり (IWC 1995: 21)、同じくそのアメリカに倣ってセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国が第 54 回年次会議 (2002 年) において、同国バクウェイ島民向けのザトウクジラの捕殺枠増大要求に用いた手法でもある (IWC 2003: 18)。

人口が増加すれば、必要とされる食料の量も増加する。それゆえ、食料としての鯨に依存しているのであるならば、鯨の捕殺量 (数) も増大させる必要がある。誰でも簡単に理解できる単純な論理であり、簡単に理解できるがゆえに、否定するのが難しい論理でもある。

そのため、イタリアのように現実の鯨に関する議論を観念論的議論にすり替え、鯨を「カリスマ的な大型動物」、「進化した存在」として取り扱い、保護すべき存在へと導こうとするのである。カリスマであろうが、進化していようが、捕殺されれば、鯨は所詮、肉の塊にすぎない。量 (あるいは金額) に換算されてしまうものなのである。

総会における議論を受けて、デンマークは附表修正提案を一部再修正した。その主要点は、1) ザトウクジラの銚打ち数要求を取り下げる、2) 西グリーンランド沖でのミンククジラの捕殺については科学委員会による毎年の再検討を必要とする、3) それぞれの年のホッキョククジラの銚打ち数要求については国際捕鯨委員会が科学委員会からその捕殺が資源に対して悪影響を及ぼさないとする助言を受け取った時にのみ履行可能となる、である (IWC 2008a: 22)。

さらに、附表中に「銚打ち」という表現を用いるべきであるとするイギリスのコメントも反映された最終附表修正案が投票に付され、賛成 41 か国、反対 11 か国、棄権 16 か国となり、同附表修正要求は 4 分の 3 以上の多数をもって採択された (IWC 2008a: 21-22)。

本年次会議において採択されたグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおり

である。

附表 第13項 (b)

先住民生存捕鯨用の捕殺枠は次のとおりとする。

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラおよび西グリーンランド索餌集団ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がかつばら地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 本規定により銛打ちされる西グリーンランド資源ナガスクジラの数は2008年、2009年、2010年、2011年、2012年のいずれの年においても19頭を超えてはならない。

(ii) 本規定により銛打ちされる中央資源ミンククジラの数は2008年、2009年、2010年、2011年、2012年のいずれの年においても12頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても3頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(iii) 西グリーンランド資源ミンククジラの銛打ち数については、2008年、2009年、2010年、2011年、2012年のいずれの年においても200頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても15頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は科学委員会による所見と勧告に応じて国際捕鯨委員会により毎年、再検討される。

(iv) 本規定により西グリーンランド沖において銛打ちされるホッキョククジラの数は2008年、2009年、2010年、2011年、2012年のいずれの年においても2頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても2頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。さらに、各年の捕殺枠は国際捕鯨委員会が科学委員会からそれらの銛打ち数が本資源に対して悪影響を及ぼさないとする助言を受け取った時にのみ履行可能となる (IWC 2008b: 156)。

2.3. 国際捕鯨委員会第60回年次会議 (2008年) における附表修正案の否決

第60回年次会議 (2008年) において、科学委員会は西グリーンランド資源ナガスクジラの2007年の推計生息数として4700頭、同資源ホッキョククジラの今国会において管理上の助言を与えるために適用される推計生息数として6300頭に同意した (IWC 2009: 17)。

同じく科学委員会は西グリーンランド索餌集団ザトウクジラについての生息数と動向に関する情報を再検討し、2007年の新完全改訂版推計生息数3040頭、1984年から2007年までの推計年間増加率9%に同意し、あわせて同委員会は年間10頭までの銛打ちは同集団ザトウクジラを危険にさらさないであろうということに同意した (IWC 2009: 18)。

このような科学委員会の報告を受けて、デンマークは先住民生存捕鯨小委員会においてグリーンランドのために国際捕鯨委員会総会に対してザトウクジラの銛打ち数を要求する附表修正提案

を提出すると告知した (IWC 2009: 18)。

本件告知に対して、オランダは既存のナガスクジラの銚打ち数が長年にわたって充足されていないのに、なぜ、今、ザトウクジラの銚打ち数要求がなされるのかについて明確な説明を求めた (IWC 2009: 18)。

デンマークの回答は次のとおりである。ナガスクジラの銚打ち数が完全に充足されていないのは、同鯨が大きくて泳ぎが非常に速いからであり、またナガスクジラを捕殺するために用いることができる捕鯨砲を装備した船が非常に少ないからである (IWC 2009: 18)。加えて、グリーンランド人にとっての伝統的な食肉源はザトウクジラとミンククジラであったが、1987年のザトウクジラの保護以降⁸⁾、鯨肉供給を継続するためにナガスクジラに捕殺枠が設定されたという事実があるからである (IWC 2009: 18)。

総会において、グリーンランドは先住民生存捕鯨にかかる必要性について次のように説明した。1991年、国際捕鯨委員会は1965年から1985年までの西グリーンランドにおける大型鯨類の年間平均捕殺数、ミンククジラ 232 頭、ナガスクジラ 9 頭、ザトウクジラ 14 頭に基づいて推計した鯨産物の年間必要量 670 トンを承認、1991年以降、グリーンランドに居住しているグリーンランド人の人口は7~9%増加したので、西グリーンランドにおける現在の最低必要量は730 トンと推計される (IWC 2009: 19)。

一方、2007年のグリーンランドにおける捕殺物は鯨肉 420 トン程度を供給したにすぎず、それは承認された必要量よりも 250 トン少なく、またホッキョククジラとザトウクジラはグリーンランドにおいて何千年もの間、重要な鯨肉供給源であり、ザトウクジラは1986年まで捕殺されていたという事実がある (IWC 2009: 19)。

このような事実を踏まえた上で、グリーンランドはまだ銚打ち数を得ていない西グリーンランド沖のザトウクジラに関して、年間 10 頭までの捕殺はこの資源を危険にさらさないであろうとする科学委員会の特別暫定助言に言及し、以下の附表修正案を提出した (IWC 2009: 19)。

附表 第 13 項 (b)

先住民生存捕鯨用の捕殺枠は次のとおりとする。

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラおよび西グリーンランド索餌集団ホッキョククジラ、西グリーンランド索餌集団ザトウクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。

(i) [変更なし]

(ii) [変更なし]

(iii) [変更なし]

(iv) [変更なし]

(v) 本規定により銚打ちされる西グリーンランド索餌集団ザトウクジラの数は 2008 年、

2009年、2010年、2011年、2012年のいずれの年においても10頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても2頭を超えない未使用分の銜打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。この規定は5年以内に新しい科学データが利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される（IWC 2009: 19）。

また、グリーンランドは本件附表修正要求に関して、銜打ち数が全て認められたとしても、それらは694トンの鯨肉を供給するにすぎず、現在の必要量730トンを下回るであろうと述べた（IWC 2009: 19）。本鯨肉量を計算するに際してグリーンランドが用いた変換係数は、ホッキョククジラ1頭=12トン、ナガスクジラ1頭=10トン、ザトウクジラ1頭=8トン、ミンククジラ1頭=2トンである（IWC 2009: 19）。

本件附表修正要求に対して、スロベニアはヨーロッパ連合および構成各国の代表として発言、先住民生存捕鯨の管理に関する提案は一般的には次の条件の下で支持されるとした。すなわち、当該鯨種の保全が危うくされていないこと、予防的原則および科学委員会の助言にしかるべき考慮がなされていること、捕鯨業が適切に規制されていること、捕殺数が文書化され認識されている生存上の必要性の範囲内にあること、である（IWC 2009: 20）。

そして、スロベニアは上記条件の下、ヨーロッパ連合および構成各国は文書化され認識されている生存上の必要性に関する現存の情報を徹底的に吟味した結果、ザトウクジラの銜打ち数に関する要求を支持しないことを決定したと述べた（IWC 2009: 20）。

同じく、チリも「ブエノスアイレス・グループ」⁹⁾を構成する中南米諸国は次の理由から附表修正案には一致して反対すること決定したと述べた。すなわち、必要性の決定に懸念があること、科学委員会が特別暫定助言を提供したが、より強固な勧告はできなかったこと、である（IWC 2009: 20）。

これらの反対意見に対して、ロシアは国際捕鯨委員会において対立が再燃されたこと、そしてその対立がヨーロッパ連合により始められたことを非常に残念がった（IWC 2009: 20）。

同様にセントキッツ・ネイヴィスもヨーロッパ連合の立場は先住民集団の人権を否定する正当化できない企てであり、深刻な世界的食料不足の時代に世界のリーダーと称する少数の国々の集まりが周縁諸国民の食べる権利を否定していると述べ、同国はヨーロッパ連合が附表修正阻止集団（blocking minority）を形成しているとした（IWC 2009: 21）。

本件に関連して科学委員会議長は次のように強調した。すなわち、本年次会合において科学委員会は西グリーンランド沖のナガスクジラ、ホッキョククジラ、ザトウクジラについて安全かつ暫定的な管理上の助言を提供する方法を開発、その手法は2回の複数年捕殺枠、すなわち10年までの助言を与えることができ、この手法に従えば、年間10頭までのザトウクジラの捕殺はその資源を危険にさらす恐れはないのである（IWC 2009: 23）。

本附表修正提案は投票の結果、賛成29か国、反対36か国、棄権2か国で否決された（IWC

2009: 23)。本件否決を受け、デンマークおよびグリーンランドは来年、ザトウクジラの鉾打ち数要求提案とともに帰ってくることを確認したのであった（IWC 2009: 24）。

デンマーク（グリーンランド）によるザトウクジラの先住民生存捕鯨要求は、その必要性が証明され、科学的にも当該鯨種に絶滅の恐れがないことが確認されているにもかかわらず、国際捕鯨委員会総会において、ヨーロッパ連合およびブエノスアイレス・グループを構成する反捕鯨国の結束により、否決された。その背景には、2008年6月5日にヨーロッパ連合が環境相理事会を開催し、ヨーロッパ連合の共通理念として「反捕鯨」を決定したという事実がある（高橋 2009: 41）。反捕鯨がヨーロッパ連合の共通理念となった以上、もはやそこに先住民の必要性や科学が入り込む余地はない。鉾打ち数要求に先住民の必要性があろうがなかろうが、あるいは科学的根拠があろうがなかろうが、議論が始まる前に「捕鯨反対」という結論は決まっているのである。後はその反対をいかに理由づけするのだけなのである。

2.4. 国際捕鯨委員会第 61 回年次会議（2009 年）における議論

前年の第 60 回年次会議（2008 年）において、科学委員会は西グリーンランド沖のザトウクジラの資源評価に用いる 2007 年の新完全改訂版推計生息数 3040 頭、および鉾打ち枠計算法の開発中において、2 回の 5 年間の複数年捕殺枠に用いることができる暫定的な管理上の助言を提供するための手法に同意し、あわせて本手法を用いて年間 10 頭の鉾打ちは西グリーンランド沖のザトウクジラ資源を危険にさらさないであろうということに同意した（IWC 2010: 22）。

本年第 61 回年次会議（2009 年）において、デンマークはグリーンランド捕鯨は科学に基づくべきであるということを押さえて、国際捕鯨委員会総会に対して 2010 年から 2012 年漁期におけるザトウクジラの年間鉾打ち数 10 頭を要求、本件要求は前年同様紛糾し、議論は 3 日間続いた（IWC 2010: 22-23）。

本件要求に対して、アルゼンチン、メキシコ、オーストラリアなどは、グリーンランドによるザトウクジラの鉾打ち数要求の根拠となる重量を鯨数に換算する変換係数は非常に重要であるので、変換係数に関するさらなる作業の結果を欲した（IWC 2010: 23）。なぜならば、アルゼンチンはそのような作業の結果によっては用いられる変換係数を改定する必要があるかもしれないと考え、またメキシコも 1991 年にグリーンランドが準備した変換係数に関する資料は科学委員会により検証されたものではないことを思い起こさせ、変換係数の問題を解決し、グリーンランドの必要性のよりよき理解を得るためにはさらなる作業が必要と考えたからである（IWC 2010: 23）。

アルゼンチン、メキシコなどの反捕鯨国の主張に対して、日本は締約国各国は科学を支持しているとしているが、いくらかの国は自らが好ましいと考える科学的助言は選択する一方、好ましくないと考える科学的助言は無視する傾向があることを指摘、科学委員会は年間 10 頭の捕殺はその資源を危険にさらさないであろうと助言しているにもかかわらず、いくらかの締約国がグリーンランドの要求を支持していないことを疑問視し、当該国に対して手法の一貫性を求めた

(IWC 2010: 24)。

アイスランド、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国、セントキッツ・ネイヴィス、カンボジア、セネガル、韓国、ノルウェー、カメルーン、ギニア共和国、ベニン、アンティグア・バーブダは科学委員会の助言に言及して、グリーンランドの要求を支持した (IWC 2010: 24)。

これらの議論および非公式協議に基づいて、デンマーク (グリーンランド) は 10 頭のザトウクジラの鉾打ち数要求を 2010 年単年のみとすることを総会に報告した (IWC 2010: 24)。しかしながら、グリーンランドの要求について総意による合意は不可能と判断した議長は、変換係数に関して解決を必要とするいくつかの科学的問題が残されているので、これらの問題に取り組む少数の科学者の集団を設立するように提案、議長裁定によりグリーンランドの要求は改めて開催する中間会合での審議に先送りとされたのである (IWC 2010: 24)。

アルゼンチン、メキシコなどの反捕鯨国にとって、変換係数についての科学的不確実性はグリーンランドにザトウクジラの鉾打ち数を与えない理由となる。一方、10 頭のザトウクジラの捕殺はその資源を危険にさらさないであろうとする科学委員会の資源管理上の助言は無視する。反捕鯨国には、日本がいみじくも指摘したように、自分たちにとって都合の良い科学と都合の悪い科学があるようである。国際捕鯨委員会において科学とは政治的に解釈されるものなのである。

2.5. 国際捕鯨委員会第 62 回年次会議 (2010 年) における附表の修正—ザトウクジラ捕鯨、3 度目の承認—

今年次会議において、デンマークは 2010 年から 2012 年の 3 漁期間、西グリーンランド索餌集団からのザトウクジラの年間鉾打ち数 10 頭の設定と西グリーンランド沖、ミンククジラの年間鉾打ち数 200 頭から 178 頭への削減にかかる附表修正案を提出した (IWC 2011a: 17)。

グリーンランドにおけるザトウクジラの捕殺枠は第 37 回年次会議 (1985 年) において取り消されたものであり (IWC 1986b: 18)、デンマークはグリーンランドにおけるザトウクジラの捕殺枠 (鉾打ち数) 再設定を繰り返し要求してきた。第 59 回年次会議 (2007 年) においては自らその要求を取り下げ (IWC 2008a: 22)、第 60 回年次会議 (2008 年) では投票により要求が否決され (IWC 2009: 23)、第 61 回年次会議 (2009 年) においても議長裁定により判断は先送りされたのであった (IWC 2010: 24)。

これらの経緯を踏まえた上で、グリーンランド自治領政府アン・ハンセン漁業狩猟農業大臣は、いくつかの締約国はグリーンランド捕鯨における商業性を問題視することを含めて、グリーンランドの捕鯨要求を否定する理由を見出そうと試みてきたと述べ、2007 年の「国際連合先住民権利宣言」に言及しながら、もし今年次会議においてグリーンランドの要求に対して満足のいく解決ができないのであるならば、国連宣言が侵害されるであろうとした (IWC 2011a: 18)。

また、同大臣は欧州における国内政治が国際捕鯨委員会の権限履行能力を破壊し、それがグリーンランドの漁 (猟) 師とその家族およびその生活に否定的な影響を与えてきたとし、もし国際

捕鯨委員会が国内政治と『国際捕鯨取締条約』の目的を区別できないのであるならば、グリーンランドは国際捕鯨委員会の成員であることに疑問を抱くであろうと警告した（IWC 2011a: 18）。

このようなグリーンランドの強い意見表明を受けて、ヨーロッパ連合を代表してスペインが次のような再修正を申し出た。すなわち、2010年から2012年におけるナガスクジラの年間鉈打ち数19頭を10頭に削減し、ザトウクジラの鉈打ち数要求を各年9頭を超えないとする、である（IWC 2011a: 19）。スペインによれば、本案はグリーンランドの要求を満たすと同時に大型鯨類の捕殺数の増加を望まないヨーロッパ連合の利害とも一致するものであった（IWC 2011a: 19）。

デンマークはこのスペイン案に対して、附表上は19頭から16頭に削減し、その16頭に「自主的に10頭に削減する」とする注釈を付けることでスペインに同意を求め、スペインも同意した（IWC 2011a: 19）。

このデンマークとヨーロッパ連合との合意成立に対して、プエノスアイレス・グループおよびオーストラリアなどは不賛同の意を表明したが、結局、デンマーク（グリーンランド）とヨーロッパ連合との合意事項に基づいて、グリーンランドの先住民生存捕鯨にかかる附表修正提案は総意による合意が成立した。

ザトウクジラの年間鉈打ち数9頭を新規に設定するかわりに、ナガスクジラの既存の年間鉈打ち数を19頭から10頭に9頭削減する。捕殺される大型鯨類を総数でみれば増減なし。非常にわかりやすい政治的決着である。そこには鯨種ごとの生物学的特性、資源状況の違いなどを考慮に入れる科学はなく、大型鯨類の捕殺数の増加を望まない反捕鯨国のイデオロギーが見出されるだけである。国際交渉には政治的妥協も必要であり、また先住民の暮らしを考慮に入れた合意が成立したことも悪くはない。しかしながら、最終的に数合わせにより決着することに、筆者はどうしても違和感を覚えるのである。

本年次会議において採択されたグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第13項 (b)

先住民生存捕鯨用の捕殺枠は次のとおりとする。

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラ、西グリーンランド索餌集団ホッキョククジラ、および西グリーンランド索餌集団ザトウクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。

(i) 本規定により鉈打ちされる西グリーンランド資源ナガスクジラの数 は 2010年、2011年、2012年のいずれの年においても 16頭 を超えてはならない。

(ii) 本規定により鉈打ちされる中央資源ミンククジラの数 は 2008年、2009年、2010年、2011年、2012年のいずれの年においても 12頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 3頭を超えない未使用分の鉈打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことがで

きる。

(iii) 西グリーンランド資源ミンククジラの銆打ち数については、2010年、2011年、2012年のいずれの年においても178頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても15頭を超えない未使用分の銆打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は、新しい科学的データが5年以内に利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(iv) 本規定により西グリーンランド沖において銆打ちされるホッキョククジラの数には2008年、2009年、2010年、2011年、2012年のいずれの年においても2頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても2頭を超えない未使用分の銆打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は、新しい科学的データが5年以内に利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(v) 本規定により西グリーンランド沖において銆打ちされるザトウクジラの数には2010年、2011年、2012年のいずれの年においても9頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても2頭を超えない未使用分の銆打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は、新しい科学的データが5年以内に利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される (IWC 2011b: 156-157)。

表1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 2011年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 16頭

注) 附表第13項(b)(3)に基づく先住民による銆打ちに適用される。2010年、2011年、2012年、各年の捕殺枠。2010年6月、モロッコ、アガディールにおいて開催された国際捕鯨委員会第62回年次会議において、デンマークおよびグリーンランドは西グリーンランド資源ナガスクジラの銆打ち数を2010年、2011年、2012年の各年において16頭から10頭に自主的に削減することに合意した (IWC 2011b: 154 Table 1)。

2.6. 国際捕鯨委員会第64回年次会議(2012年)における附表修正案の否決—3度目のザトウクジラの捕殺禁止—

第64回年次会議(2013年)は全ての先住民生存捕鯨にかかる捕殺枠の更新時期に当たっていたので、デンマークはグリーンランドの先住民生存捕鯨に関して次のような附表修正提案を行なった。なお、次回第65回会議から隔年次開催となったため、それにあわせて全ての先住民生存捕鯨にかかる漁期についても、5年間の漁期から6年間の漁期として、要求されることになった。

附表 第13項 (b)

先住民生存捕鯨用の捕殺枠は次のとおりとする。

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラ、西グリーンランド索餌集団ホッキョククジラ、および西グリーンランド索餌集団ザトウクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。

(i) 本規定により銛打ちされる西グリーンランド資源ナガスクジラの数は2013年、2014年、2015年、2016年、2017年、2018年のいずれの年においても19頭を超えてはならない。

(ii) 本規定により銛打ちされる中央資源ミンククジラの数は2013年、2014年、2015年、2016年、2017年、2018年のいずれの年においても12頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても3頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(iii) 西グリーンランド資源ミンククジラの銛打ち数については、2013年、2014年、2015年、2016年、2017年、2018年のいずれの年においても178頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても15頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は、新しい科学的データが6年以内に利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(iv) 本規定により西グリーンランド沖において銛打ちされるホッキョククジラの数は2013年、2014年、2015年、2016年、2017年、2018年のいずれの年においても2頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても2頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は、新しい科学的データが6年以内に利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(v) 本規定により西グリーンランド沖において銛打ちされるザトウクジラの数は2013年、2014年、2015年、2016年、2017年、2018年のいずれの年においても10頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても2頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は、新しい科学的データが銛打ち数割当の残余期間内に利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される (IWC 2012: 1)。

この附表修正提案で問題となったのが、ナガスクジラとザトウクジラの捕殺枠 ((i), (v)) である。第58回年次会議 (2006年) からザトウクジラ捕鯨の再開をめざして活動を始めたデンマーク (グリーンランド) は、第62回年次会議 (2010年) においてナガスクジラの捕殺枠を附表上16頭に削減し、さらにその16頭を自主的に10頭に削減することとザトウクジラの新規捕殺枠要求を10頭から9頭に削減することで、反捕鯨を共通理念とするヨーロッパ連合諸国との間

で妥協が成立し、ザトウクジラの新規捕殺枠9頭が総意により承認された経緯がある(2.5. 参照)。2年前に成立した総意による合意を簡単に覆すデンマーク(グリーンランド)の附表修正提案は、たとえ科学委員会による裏づけがあったとしても、反捕鯨国が多数を占める国際捕鯨委員会総会において、簡単に承認されるわけではないのである(附表修正には4分の3以上の賛成が必要である)。

総会における議論の場で、本件附表修正提案について、オーストラリアは2010年の年次会議において苦心の末に総意による合意に至ったことを思い起こさせ、同年次会議の議長報告は、より多くの鯨肉を産するザトウクジラを捕殺することによって、デンマーク(グリーンランド)は全体としての捕殺数を減じられるであろうと述べていることに言及した上で、以前の約束は守られなければならないので、オーストラリアは附表修正提案を支持できないと述べた。ニュージーランドも2年前に苦心の末に合意した捕殺枠からの増大を支持する準備はできていないと述べた(IWC 2013a: 23)。

また、ブラジルとエクアドルはグリーンランド捕鯨には強い商業的要素が含まれているので、デンマーク(グリーンランド)の提案は先住民生存捕鯨の定義に一致しないとし(IWC 2013a: 22)、同様にチリもレストランにおいて観光客に鯨肉を販売することは商業捕鯨の一時停止に違反しており、それゆえデンマーク(グリーンランド)の提案を支持できないとした(IWC 2013a: 23)。

結局、デンマーク(グリーンランド)による本件附表修正提案は、投票の結果、賛成25か国、反対34か国、棄権3か国により否決された。否決後の意見表明の場で、ニュージーランドは「グリーンランドはたった2年前に合意された捕殺枠と同じ水準で更新することが可能であっただろう。そうすることがグリーンランドにとって分別のあるやり方であったと考えている」(IWC 2013a: 23)と述べている。強硬な反捕鯨国であるニュージーランドと捕鯨を是とする筆者の基本的見解が一致することはまずないが、本見解には同意する。否決されるのがわかっているにもかかわらず、あえて捕殺枠の増加を求める附表修正提案に突き進んだデンマーク(グリーンランド)側に何らかの思惑があったと想定しうるが、記録されている文書からはその思惑はみえてこない。

2.7. 国際捕鯨委員会第65回隔年次会議(2014年)における附表の修正—ザトウクジラ捕鯨、4度目の承認—

デンマークにとって、グリーンランドの先住民生存捕鯨にかかる捕殺枠要求の仕切りなおしの場は、第65回隔年次会議(2014年)であった。前回会議における無謀な要求の失敗に懲りたデンマークは事前にヨーロッパ連合と話をつけていた。双方が合意したのが、グリーンランドの先住民生存捕鯨にかかるデンマークの附表修正案(IWC 2014a)とデンマークを含むヨーロッパ連合25か国による全ての先住民生存捕鯨に対する国際捕鯨委員会による管理強化をめざす決議案(IWC 2014b: 8)の一括提案であった。グリーンランドの先住民生存捕鯨の捕殺枠を承認することにより、デンマークの要求は充足され、一方、全ての先住民生存捕鯨の管理強化をめざすこと

で反捕鯨を共通理念とするヨーロッパ連合の面目も立つ。第 62 回年次会議（2010 年）における「ナガスクジラの銜打ち数を 9 頭削減するかわりにザトウクジラの銜打ち数 9 頭を新規に設定する」（2.5. 参照）という政治決着と同様の決着であった。

グリーンランドの先住民生存捕鯨にかかるデンマークの本件附表修正提案は、投票の結果、賛成 46 か国、反対 11 か国、棄権 3 か国で採択された（IWC 2014c: 10）。今回、反対したのは中南米諸国からなるブエノスアイレス・グループ 11 か国だけであった（IWC 2014b: 21; 2014c: 9-10）。

本年次会議において採択されたグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第 13 項(b)

先住民生存捕鯨用の捕殺枠は次のとおりとする。

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラ、西グリーンランド索餌集団ホッキョククジラ、および西グリーンランド索餌集団ザトウクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。

(i) 本規定により銜打ちされる西グリーンランド資源ナガスクジラの数 は 2015 年、2016 年、2017 年、2018 年のいずれの年においても 19 頭を超えてはならない。

(ii) 本規定により銜打ちされる中央資源ミンククジラの数 は 2015 年、2016 年、2017 年、2018 年のいずれの年においても 12 頭を超えてはならない。 但し、いずれの年においても 3 頭を超えない未使用分の銜打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(iii) 西グリーンランド資源ミンククジラの銜打ち数については、2015 年、2016 年、2017 年、2018 年のいずれの年においても 164 頭を超えてはならない。 但し、いずれの年においても 15 頭を超えない未使用分の銜打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は、新しい科学的データが 4 年以内に利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(iv) 本規定により西グリーンランド沖において銜打ちされるホッキョククジラの数 は 2015 年、2016 年、2017 年、2018 年のいずれの年においても 2 頭を超えてはならない。 但し、いずれの年においても 2 頭を超えない未使用分の銜打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は、新しい科学的データが 4 年以内に利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(v) 本規定により西グリーンランド沖において銜打ちされるザトウクジラの数 は 2015 年、2016 年、2017 年、2018 年のいずれの年においても 10 頭を超えてはならない。 但し、いずれの年においても 2 頭を超えない未使用分の銜打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は、新しい科学的データが 銜打ち数割当の残余期間内に利用できる

ようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される (IWC 2013b: 152; 2014a: 1)。

グリーンランド捕鯨をめぐるヨーロッパ連合を構成するデンマークと他の連合構成国 24 国¹⁰⁾との間で話し合いがつけば、グリーンランド捕鯨にかかる国際捕鯨委員会における附表修正議論も決着する。国際捕鯨委員会とは何とも不思議な国際機関である。附表修正には『国際捕鯨取締条約』締約国 88 か国 (2014 年) の 4 分の 3 以上の賛成が必要なので、デンマーク以外のヨーロッパ連合構成国 24 か国が附表修正阻止に回れば、全ての附表修正は阻止できる。それゆえ、附表修正にはヨーロッパ連合内での決着が優先されるのである。

3. ザトウクジラ神話を剥ぐ

本稿第 1 章、第 2 章において、グリーンランドの先住民生存捕鯨をめぐる国際捕鯨委員会の議論では、特にザトウクジラの捕殺に関して、多くの時間が費やされてきたことをみてきた。ナガスクジラ捕鯨やミンククジラ捕鯨では問題にならない事象でも、なぜかザトウクジラ捕鯨では問題とされるのである。

なぜ反捕鯨に与する者は、85 種が存在するクジラ目 (鯨およびイルカ) の中でザトウクジラを特別視するのであろうか。以下、西洋的価値観を持つ人たちがザトウクジラを特別視する理由を探ってみる。

まず、1990 年代初頭、日本においてインテリア・アーティスト (画家) 兼金髪のサーファーとして一世を風靡したクリスチャン・リース・ラッセンの作品を取り上げる¹¹⁾。1997 年に出版された彼の画集『海の日』には 65 枚の絵が所収されており、48 枚はクジラ目を取り扱っている (ラッセン 1997)。そのうち 20 枚にはザトウクジラが描かれており、ザトウクジラがクジラ目の中でも特別視されていることがわかる。特に「天啓」(Revelations) と題された 1 枚には、宇宙空間を遊泳し、地球を見下ろしている 2 頭のザトウクジラが描かれている (ラッセン 1997: 039)¹²⁾。ぼんやりとその絵を眺めていれば、それらのザトウクジラに手を合わせたくてくる。このザトウクジラを森田勝昭は「虚像の鯨 = メディアホエール」として捉え、その背後に隠されたザトウクジラを神格視するイデオロギーを見事に分析している (森田 1994: 390-391)。ラッセンの絵を壁に飾っている人たち、あるいはホエール・ウォッチングでザトウクジラを鑑賞している人たちの頭の中に、無意識のうちに神としてのザトウクジラがすり込まれていくのである。神ゆえに、ザトウクジラは崇められねばならず、捕殺などはとんでもないことになるのである。

次は、同じく日本のテレビで人気を博したカーク船長とミスター・スポックが活躍するスタートレックである。アメリカでは 1986 年にスタートレック・シリーズの一作として「ザトウクジラが人類以前の時代に遠い異星人から選ばれた知的生命体だった」との設定の下、正体不明の宇

宙船が地球にザトウクジラを探しに来るという内容の映画、『スタートレックⅣ 故郷への長い道』が製作されている（石川 2011: 135）。この映画製作に影響を与えたであろう 1977 年¹³⁾に打ち上げられたアメリカの宇宙船ボイジャー 1 号、2 号にはザトウクジラの唄（鳴き声）の録音が積み込まれている（ペイン 1997: 385, 390）。その鳴き声を録音したロジャー・ペイン¹⁴⁾は「ザトウクジラの唄というのは、海や地球上の生命についてクジラが人間にメッセージを伝えていると仮定」（ペイン 1997: 377）している。ここでも、一段落前に取り上げたラッセンの絵と同様、ザトウクジラ＝宇宙＝神秘的存在（神）が繋がるのである。

いずれにせよ鯨類愛好者にとって、ザトウクジラは神に類する特別な存在のようである。

以下、個人的な鯨観である。現在、先住民生存捕鯨の対象となっているクジラ目 5 種のうち、ナガスクジラとミンククジラはスマートかつ平凡で個性に乏しい。コククジラは顔面にフジツボ類が付着しており、見た目がかわいくない。ザトウクジラとホッキョククジラはずんぐりむっくりの体形で、泳ぎも遅く、愛嬌がある。ザトウクジラは特にそのジャンプが豪快であり、人々を魅了する。たまたま暖かい海域にも回遊してくるため、ホエール・ウォッチングの対象となっている。ホッキョククジラも暖かい海域まで回遊してくるのであれば、ザトウクジラと並んで人気者になったかもしれないが、極北地域に行かなければ鑑賞できないので（極北地域は遠いし寒い）、そうはならなかった。

実は、筆者はカリブ海のバクウェイ島でザトウクジラ料理を 2 度、食べたことがある（浜口 1993; 2012b 参照¹⁵⁾）。日本では食べられないものなので、感動はしたが、それほどのおいしさは感じなかった。もちろん調理法によると思うが、日本で食べ慣れているミンククジラ料理のほうがはるかにおいしい。グリーンランドのザトウクジラ料理はまだ食べたことがないので、ザトウクジラ肉がおいしいか否かの最終的な判断はその時まで留保しておきたい。

おわりに

本稿においては、『国際捕鯨取締条約』附表の修正を通してみたグリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨の考察から、西欧的な価値観を持つ人たちにとってのザトウクジラの特異性を明らかにした。最後にザトウクジラの捕殺以外のグリーンランド捕鯨の論争点を少し指摘しておく。

近年、ザトウクジラの捕殺以外にグリーンランドの先住民生存捕鯨において議論的となったのが鯨産物の地域外流通の問題と鯨産物の現金販売にかかる商業性的問題であった。

国際捕鯨委員会第 54 回年次会議（2002 年）においては、グリーンランドからデンマーク本土への鯨産物の流通は先住民生存捕鯨の定義をなす鯨産物の地域的消費に違反しているのではないのかと反捕鯨国から疑問が投げかけられ（IWC 2003: 17）、同様に第 55 回年次会議（2003 年）では、捕鯨従事者が国営企業に鯨産物を売り渡すのは商業的行為ではないのかとの指摘もなされた（IWC 2004: 79）。

デンマーク本土に居住しているグリーンランド出身の先住民にグリーンランドから鯨産物を移

送することは先住民による鯨産物の消費であり、捕鯨実施地域からの空間的距離だけが地域的消費を規定しているわけではない。問題となるのは誰が鯨を捕殺し、誰が鯨を流通させ、誰が鯨を消費するのかがである。その局面の一部に先住民がかかわっていれば、それほど目くじらを立てる必要はないのである。

鯨産物の現金販売についても同様である。今日、グローバル化した経済の下、先住民といえども捕鯨ボートやライフル銃などの捕鯨道具を準備し、捕鯨の維持に必要な燃料や弾薬などを継続的に入手するためにも現金は不可欠である。一部の地域を除いて、1年の大半を氷に閉ざされたグリーンランドの地に暮らす先住民にとって、それほど現金収入源はあるわけではない。鯨産物を販売し、その収入により捕鯨の必要経費を賄うことは当然のことである。決して利潤を得るために、販売しているわけではないのである。

とにかく反捕鯨国は可能な限り先住民生存捕鯨の解釈を狭めて、捕鯨の実施を事実上、不可能にしようと目論んでいる。不可能にすることが、不可能であるならば、ザトウクジラのようにたとえ1頭でも銛打ち数を減じようとする。反捕鯨国にとっては、いかなる名目であれ（商業捕鯨であれ、先住民生存捕鯨であれ）、鯨を1頭たりとも捕らせないこと（もし捕らせるのであるならば、1頭でも少なくすること）が至上命題なのである。そのことがよくわかったグリーンランドのザトウクジラ捕鯨をめぐる議論であった。

注

- 1) 本稿は筆者が総合研究大学院大学に提出した博士学位請求論文（浜口 2013）の第1章の一部を、2015年7月末時点で入手しえた資料に基づいて改編修正したものである。
- 2) 国際捕鯨委員会は1949年の第1回年次会議から2012年の第64回年次会議までは毎年、開催されてきた。その後は隔年開催となり、2014年に第65回隔年次会議が開催された。
- 3) セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨をめぐる議論については、浜口（2012a）、Hamaguchi（2013）を参照のこと。
- 4) 本稿においては、国際捕鯨委員会年次会議におけるグリーンランド捕鯨かかる議論を編年的に取り上げているが、筆者が重要な議論ではないと判断した年次会議の議論は紙幅の制約上、割愛している。
- 5) この「附表第13項」は、国際捕鯨委員会第29回年次会議（1977年）において「附表第7項」から「附表第11項」として修正され（IWC 1978: 33）、第31回年次会議（1979年）において「附表第12項」に番号変更され（IWC 1980a: 39）、さらに第32回年次会議において「附表第13項」として修正されたものである。
- 6) この「第10項」という字句は、国際捕鯨委員会第29回年次会議（1977年）において他の附表修正にあわせて「第6項」から「第8項」に（IWC 1978: 33）、第31回年次会議（1979年）において「第9項」へ（IWC 1980a: 39）、さらに第32回年次会議において「第10項」に番号変更されたものである。
- 7) 1985年当時、アンティグア・バーブーダ政府代表団の一員であったのが、第3章で取り上げるアメリカ人の鯨類研究者ロジャー・ペインである（IWC 1986a: 6）。あわせて、注14）も参照のこと。
- 8) 国際捕鯨委員会第37回年次会議（1985年）において、グリーンランドにおけるザトウクジラの捕殺枠は総意により取り消された（1.11. 参照）。従って、グリーンランド海域においてザトウクジラが保護されたのは「1987年」ではなく「1986年」である。
- 9) 「ブエノスアイレス・グループ」とは、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、メキシコ、パナマ、ペルー、ウルグアイの中南米・カリブ海地域諸国

- 11 11 各国で構成されるグループである (IWC 2014c: 9)。これら諸国が2006年12月、アルゼンチンの首都ブエノスアイレスにおいて会合を持ったことが契機となり、同グループが結成された (谷川 2015: 128 注2)。近年、国際捕鯨委員会の議論において、ブエノスアイレス・グループの反捕鯨行動は突出している。
- 10) 2014年時点におけるヨーロッパ連合国構成国は28か国。そのうち25か国が『国際捕鯨取締条約』を締約している。
- 11) ラッセンは、日本以外ではインテリア・アーティストとしてそれほど人気はなかったとする見解もある (大野・暮沢・中ザワ 2013: 34)。一方、サーファーとしては国際的に超一流でないにしても、一流であった (石岡 2013: 175)。
- 12) ラッセン (1997) にはページ番号がつけられておらず、かわりに所収65枚の絵に「001」から「065」までの番号がふられている。「039」はページ番号ではなく、最初から39枚目の絵を表している。
- 13) ボイジャー1号、2号の打ち上げ年「1977年」については、ウィキペディアの「ボイジャー計画」で調べた (<<https://ja.wikipedia.org/wiki/ボイジャー計画>> Accessed July 10, 2015)。
- 14) 水産ジャーナリストの梅崎義人はロジャー・ペインについて次のように語っている。「ペインは『ザトウクジラは最高のソプラノ歌手』と主張する。彼はパミュエダ島やハワイの近海で録音した『ザトウ歌手』のレコードで大もうけしたことがあった。[…]『クジラが手を使えたらバイオリンも弾ける』と、ペインはまじめな顔で話す」(梅崎 1986: 160-161)。
- 15) 筆者が初めてザトウクジラ料理を食べた際に綴ったエッセイは、当初「生まれて初めてザトウクジラを食べた話」と表題をつけていたが、編集段階で「少々、刺激的過ぎる」との意見が出て、不承不承ながら「捕鯨の島・ベクウエイ島を再訪して」(浜口 1993) という陳腐なものに変更した経緯がある。ザトウクジラ料理について2度目のエッセイを執筆した際には、筆者自身がザトウクジラ料理を食べている写真を掲載しておいた (浜口 2012b: 39)。

文献

浜口 尚

- 1993 「捕鯨の島・ベクウエイ島を再訪して」『勇魚』9: 10-11。
- 2012a 「先住民生存捕鯨再考」岸上伸啓 [編] 『捕鯨の文化人類学』東京: 成山堂書店、45-63頁。
- 2012b 「モバイル時代の鯨捕り」月刊みんぱく編集部 [編] 『食べられる生きものたち—世界の民族と食文化48—』東京: 丸善出版、38-39頁。
- 2013 『先住民生存捕鯨再考—国際捕鯨委員会の議論とベクウエイ島の事例を中心に—』(博士学位請求論文) 葉山: 総合研究大学院大学、389頁。

Hamaguchi, Hisashi

- 2013 Aboriginal Subsistence Whaling in Bequia, St. Vincent and the Grenadines. In N. Kishigami, H. Hamaguchi and J. Savelle (eds.), *Anthropological Studies of Whaling* (Senri Ethnological Studies No.84). Osaka: National Museum of Ethnology, pp.137-154.

石川 創

- 2011 『クジラは海の資源か神獣か』(NHK ブックス 1172) 東京: NHK 出版。

石岡良治

- 2013 「クリスチャン・ラッセン、二つの世界のエッジで」原田裕規 [編著] 『ラッセンとは何だったのか?—消費とアートを越えた「先」—』東京: フィルムアート社、170-183頁。

IWC (International Whaling Commission)

- 1955 Appendix III: Chairman's Report of the Sixth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 6: 12-17.
- 1959 Appendix III: Chairman's Report of the Tenth Meeting at the Hague. *Report of the International Whaling Commission* 10: 12-18.

- 1962 Appendix III: Chairman's Report of the Thirteenth Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 13: 15–24.
- 1975a Appendix III: Chairman's Report of the Twenty-Fifth Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 25: 24–38.
- 1975b A Re-arranged Schedule. IWC/25/10. 12 pp.
- 1977 Chairman's Report of the Twenty-Seventh Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 27: 6–15.
- 1978 Chairman's Report of the Twenty-Ninth Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 28: 18–37.
- 1979 Chairman's Report of the Thirtieth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 29: 21–37.
- 1980a Chairman's Report of the Thirty-First Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 30: 25–41.
- 1980b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 30: 42–59.
- 1980c Annex H: Report of the Sub-Committee on Protected Species and Aboriginal Subsistence Whaling. *Report of the International Whaling Commission* 30: 103–109.
- 1981a Chairman's Report of the Thirty-Second Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 31: 17–40.
- 1981b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 31: 51–71.
- 1983a Chairman's Report of the Thirty-Fourth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 33: 20–42.
- 1983b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 33: 43–66.
- 1984a Chairman's Report of the Thirty-Fifth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 34: 13–34.
- 1984b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 34: 35–63.
- 1984c Annex G: Report of the Sub-Committee on Protected Species and Aboriginal Subsistence Whaling. *Report of the International Whaling Commission* 34: 131–143.
- 1985a Chairman's Report of the Thirty-Sixth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 35: 9–30.
- 1985b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 35: 31–58.
- 1986a 37th Annual Meeting, July 1985-Bournemouth, List of Delegates and Observers Attending. *Report of the International Whaling Commission* 36: 6–7.
- 1986b Chairman's Report of the Thirty-Seventh Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 36: 10–29.
- 1995 Chairman's Report of the Forty-Sixth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 45: 15–52.
- 2003 Chair's Report of the 54th Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2002*: 5–53.
- 2004 Annex D: Report of the Aboriginal Subsistence Whaling Sub-Committee. *Annual Report of the International Whaling Commission 2003*: 78–84.
- 2007 Chair's Report of the 58th Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2006*: 5–59.
- 2008a Chair's Report of the 59th Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2007*: 7–62.
- 2008b Schedule to the International Convention for the Regulation of Whaling 1946. *Annual Report of the In-*

- ternational Whaling Commission 2007*: 147–160.
- 2009 Chair's Report of the 60th Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2008*: 5–46.
- 2010 Chair's Report of the 61st Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2009*: 5–47.
- 2011a Chair's Report of the 62nd Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2010*: 5–39.
- 2011b Schedule to the International Convention for the Regulation of Whaling 1946. *Annual Report of the International Whaling Commission 2010*: 149–161.
- 2012 Proposed Schedule Amendments (IWC 64) (Greenland Catch Limits) Submitted by Denmark. IWC/64/12. 1 p.
- 2013a Chair's Report of the 64th Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2012*: 7–67.
- 2013b Annex N: Amendments to the Schedule Adopted at the 64th Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2012*: 152.
- 2014a Schedule Amendment Submitted by the Kingdom of Denmark. IWC/65/16. 1 p.
- 2014b Status of Agenda Items at IWC 65 as of Thursday, 18 September 2014. IWC/65/Satus. 26 pp.
- 2014c Chair's Report of the 65th Meeting. 42 pp. PDF version dated 31 October 2014.
- Kapel, Finn Outzen
- 1979 Exploitation of Large Whales in West Greenland in the Twentieth Century. *Report of the International Whaling Commission* 29: 197–214.
- ラッセン、クリスチャン・R.
- 1997 『海の日』東京：小学館。
- 森田勝昭
- 1994 『鯨と捕鯨の文化史』名古屋：名古屋大学出版会。
- 大野左紀子・暮沢剛巳・中ザワヒデキ
- 2013 「日本のアートと私たちのクリスチャン・ラッセン」原田裕規 [編著] 『ラッセンとは何だったのか？—消費とアートを越えた「先」—』東京：フィルムアート社、20–51 頁。
- ペイン、ロジャー
- 1997 『クジラたちの歌』（宮本貞雄＋松平頼暁訳）東京：青土社。
- 高橋美野梨
- 2009 「闘争の場としての捕鯨—規制帝国 EU とデンマーク／グリーンランド—」『国際政治経済学研究』24: 41–57.
- 谷川尚哉
- 2015 「第 65 回 IWC（国際捕鯨委員会）総会における議論の動向と一考察」『駿台史学』153: 109–129.
- 梅崎義人
- 1986 『クジラと陰謀—食文化戦争の知られざる内幕—』東京：ABC 出版。

[はまぐち ひさし 文化人類学]